【在学生対象】令和5年度前期福島大学独自の授業料免除申請対象者判定フローチャート

令和2年度以降入学の学類生（編入生含む）である
（私費外国人留学生除く）

Yes

日本学生支援機構の給付奨学生による支援区分
①第Ⅰ区分（全額免除）　福島大学独自の授業料免除申請は不要
②第Ⅱ区分（2／3）・第Ⅲ区分（1／3）
③対象外のため申請していない、不採用

②③

大規模災害等により
被災した世帯の学生である

Yes

No

福島大学独自の授業料免除は申請できません

高校卒業から3年以上経過したことにより、日本学生支援機構の
給付奨学金が受けられない学類生
※ただし、日本学生支援機構給付奨学生の家計基準を満たしていること

Yes

大学院生、私費外国人留学生（学類生・大学院生）である
【一般枠・災害特別枠】

Yes

福島大学独自の授業料免除に申請可能
受付期間　令和5年3月27日（月）～令和5年3月29日（水）

※土日を除く。平日9:00～12:20、13:30～16:20

＊免除申請をしても、基準を満たしていない場合は、授業料免除を受けられません。
＊申請期間を過ぎての申請はいかなる場合であっても受付ませんので、事情により期間内に提出ができない場合は、**必ず事前**に学生・留学生課に連絡をしてください。
＊授業料徴収猶予申請も同日に受付しています。